

医療法人 馨仁会

藤掛病院「介護療養型医療施設」運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、医療法人 馨仁会が設置運営する介護療養型医療施設事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営と要介護状態にある入院患者（以下「患者」という。）がより充実した人生を送れるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに介護保険法に關係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 患者が可能な限り施設において、能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように医療、看護、介護、機能訓練等の日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び患者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 藤掛病院
- (2) 岐阜県可児市広見 876
- (3) TEL 0574-62-0030 FAX 0574-63-6750

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1)

管 理 者	1名	従業者の管理、業務の管理
医 師	医療法に規定する、必要とする数以上	患者に対して医学等のサービス提供
薬 剤 師	1名以上	患者に対して薬学等のサービス提供
管 理 栄 養 士	1名	患者に対して栄養学等のサービス提供
看 護 職 員	5名以上	患者に対して適切な看護等のサービス提供
介 護 職 員	7名以上	患者に対して適切な介護等のサービス提供
理 学 療 法 士	当該医療施設の実情に応じた適当数	患者に対して機能回復訓練等のサービス提供
作 業 療 法 士		
介護支援専門員	1名	患者に対して相談・ケアプラン等のサービスの提供

(2) 上記従業員には、その他の業務との兼務を含むものとする。

(利用定員)

第5条 本事業所の定員は、25名とする。

(事業所のサービス内容)

第6条 事業所のサービス内容は、次の通りとする。

- (1) 患者数6名につき看護職員1名以上、介護職員は、患者4名に対し1名以上とする。
- (2) 患者が安心して日常生活を営めるよう医学的管理を行う。
- (3) 患者の心身の状況をよく把握し、明るく楽しい療養生活を提供する。
- (4) 患者のQOLの向上を支援するため、それぞれの患者の合った機能回復訓練、その他日常生活に必要な支援をする。

- 2 本事業所は、サービスの提供を開始する際には、患者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を把握し、施設サービス計画を作成する。また、必要に応じて計画の変更を行う。その際には、患者またはその家族に計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 本事業所は、サービス提供した際には、その提供日、内容、入院患者の状況その他必要な事項を記録する。当該記録は、記録を整備した日から5年間保存する。

(施設の利用料その他の費用の額)

第7条 本事業所の利用料の額は、厚生労働大臣の定める費用基準額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者から利用料の一部として、当該介護サービス事業に係る費用基準額から本事業所へ支払われる介護サービス費の額を控除して得た額（その額が利用者ごとに定められた介護サービス費の支給限度額以内であれば1割又は2割）の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用項目は次の通りとする。

- (1) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活品費、私物の洗濯代、その他の費用等を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
 - (2) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。
 - (3) その他、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その患者に負担させることが適当と認められる費用。
- 3 当該サービスの提供に際しては、患者またはその家族に対して、費用について説明し同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 本事業の利用に当たっては、藤掛病院「介護療養型医療施設サービス内容説明書」に準じて行う。

- 2 本事業所は、患者の退院に際して、患者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及びサービス提供者と密接な連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

第9条 本事業の提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は患者の避難等適切な措置を講じる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束)

第10条 本事業所は、指定介護療養施設サービスの提供にあたっては、患者の生命又は身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束廃止に関する指針の手順に従い、家族の同意を得たうえで実施することができる。

(苦情処理)

第11条 患者及びその家族は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

- 2 本事業所は、あらかじめ苦情受付担当を「重要事項説明書」に記載する。
- 3 管理者は、苦情の申し出があった場合は、速やかに事実関係を調査し、必要な対応をとるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 本事業所で患者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 本事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

- 3 事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(個人情報保護)

- 第13条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて患者又はその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 本事業所は、患者の定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 本事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た患者及び家族等の秘密を他に漏らしはならない。また、従業者でなくなった後においても同様とする。
 - 3 本事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を確保することとする。
 - 4 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入居者に対して当該事業を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。
 - 5 本事業所は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒んではならない。

(その他)

- 第15条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

付則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成16年1月5日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成16年3月21日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

付則

- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。